

「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書

政府は、本年7月29日の少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を決定し、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」との方針を示した。

新システムの導入は、保育現場に市場原理が持ち込まれることになり、児童福祉法の自治体の保育実施義務をなくすなど、福祉としての保育制度が維持されないことや、保護の負担増につながる制度見直しとなるなどの懸念があり、国の責任で福祉として行われてきた保育制度の根幹が大きく揺らぐ恐れがある。また、新システム導入に必要な約1兆円の財源は明確になっておらず、現状では新システム導入は極めて不透明な情勢となっている。このままでは、平成24年度からの保育施策がどのような方向性になるか明確ではなく、保育現場での無用な混乱や不安に拍車がかかることとなる。

よって、国におかれては、以下の項目について早急の実現を図り、誰もが安心して使用できる保育制度を維持・拡充されることを強く要望する。

記

- 1 「子ども・子育て新システム」について、財源的な見通しが立たない中での移行は困難であり、「今年度中の法律案提出」との方針を撤回すること。
- 2 保育制度の見直しにあたっては、保護者及び保育現場等の意見を十分尊重し、現行制度の一層の充実を図るなど慎重に検討すること。
- 3 来年度予算編成に向けて「安心子ども基金」の拡充等、保育の充実に向けた地方の創意工夫が生かされるよう所要の措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月29日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

あて

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣(少子化対策)

内閣官房長官

石川県議会